

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。ゆえに、絶対に許されるものではない。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、本校においても学校いじめ防止基本方針を策定した。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のことである。また、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの未然防止

### (1) 魅力ある授業の実現

- ・児童が「やりたい!」「できた!」「わかった!」と感ずることができるような授業を創造できるよう、全教員が使命感をもって教材研究、授業改善にあたる。

### (2) 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

- ・教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解し学校として人権教育を組織的・計画的に進める。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- ・学級担任等は、児童が学級・学校のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・児童の思いやりの心や、命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。

### (3) 自己肯定感や自尊感情を高める指導

- ・学級担任等は、当番活動や係活動等を活用し、児童一人一人の居場所づくりを意識して行う。
- ・学級経営や学校行事、縦割り班活動等を利用して、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・授業のユニバーサルデザインをすすめ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業作りを進める。

### (4) よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

- ・特別活動をはじめとした全教育活動を通して、児童がよりよい生活を作ろうと考えて意見を言えるような場（児童会・代表委員会・学級会等）を設ける。
- ・児童が多様な他者と協同して問題解決できるよう、学習や行事、委員会等様々な場面で話し合い活動やグループワーク、異学年交流ができるようにする。

### (5) 子供と教員の信頼関係の構築

- ・学級担任等は、児童一人一人が学級の一員と自覚できるような学級経営に努める。
- ・学級担任等は、児童一人一人と会話し、理解を深め、児童との信頼関係を築く。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童の呼称に差がないようにする。「〇〇くん」「〇〇さん」で統一する。

(6) コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

- ・「報告」「連絡」「相談」「確認」を合言葉に、些細なことでも学年や低・中・高・専科の分科会、生活指導主任、管理職に話せるような環境をつくる。

(7) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- ・生活指導研修会を開催する等、所属職員が内容を共通理解するための機会を設け、全ての教職員が保護者に対して分かりやすい言葉で「基本方針」の概要を説明できるようにする。

(8) 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

- ・学校いじめ対策委員会の構成員を、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、事案に関しては関係学年主任、担任も出席する。
- ・いじめの事案が発覚したら早期に学校いじめ対策委員会の会議を開催する。
- ・スクールカウンセラーの勤務日に合わせて、月に1回、定例会議を開催する。

(9) 「いじめに関する研修」の実施

- ・全ての教職員が「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底する。
- ・また、児童の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。
- ・そのために、いじめ防止対策推進法に則り、年間3回以上の校内研修を実施する。
- ・その研修のうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

(10) PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

- ・「学校いじめ防止基本方針」を教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているか、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか等、絶えず検証し、改善を図っていく。
- ・年度末には、自己評価、生活指導部会の評価、外部評価、諸調査の数値等を通してPDCA サイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

(11) いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

- ・全校朝会等で、学校長が日常的いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学級担任や専科等は、常に「いじめは絶対にゆるされない」と力強く宣言し、この雰囲気を学級・学年・学校全体に醸成する。
- ・児童が「人権標語」を作成し、掲示する等して、日常的にいじめ防止への意識を高める。

(12) 「いじめに関する授業」の実施

- ・全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、人によって感じ方が異なること、どのような行為がいじめに該当するか、子供がいじめの傍観者にならないようにするために、教職員等への相談、いじめを止めるために、等の大切さについて理解させる。
- ・そのために、全ての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- ・教科は学級活動、道徳でカウントする。
- ・毎年6年生は夏休み前に「自殺防止教室（いのちの教室）」を行事1時間でとり、DVD 資料「SOS

の出し方に関する教育を推進するための指導資料自分を大切にしよう」等を活用した授業を行う。

- ・必要に応じて弁護士等を活用した「いじめ防止授業」を実施する。

#### (1 3) 困難に対処できるようにするための指導

- ・養護教諭や学校と家庭の連携推進事業支援員、スクールカウンセラー等を活用し、児童がいつでも相談できる校内体制の充実を図る。
- ・体育の保健領域、学級活動、日常の生活指導等において、子供自身が人の成長・発達について知ること、ストレスや困難に対処する方法、できるだけ早期に身近な信頼できる大人に相談する方法等を指導する。

#### (1 4) 互いに認め合う態度を育む取組

- ・教職員が率先して児童の良さを発見し、その良さを子供自身や他の子供に伝える等する。
- ・学級活動等を通して、児童同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

#### (1 5) 児童会・生徒会による取組

- ・いじめの問題に児童自ら主体的に参加する取組を推進する。(例 児童会等委員会活動によるいじめ撲滅の宣言や(相談箱)の設置など)
- ・瑞雲中学校の生徒会が、小学6年生に対して新入生説明会等の機会に、いじめ撲滅についての発表を行う。

#### (1 6) 「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」「家庭ルール」づくり

- ・セーフティ教室や道徳授業地区公開講座、学校便り等で、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・「SNS むさしのルール」を全家庭に配布し、保護者に対して啓発する。
- ・セーフティ教室等を利用して、SNS 家庭ルールの策定を保護者に対して啓発する。

### 3 早期発見のために

#### (1) 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

- ・生活ミーティングや校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。

#### (2) 学級担任等による日常的な児童への声掛けと様子の観察

- ・児童にとって最も身近な教職員である学級担任や専科等によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、児童の様子の小さな変化に気付くことができるようにする。
- ・休み時間や縦割り班ふれあい遊び等では、教職員も児童と共に遊んだり様子を観察したりして、コミュニケーションの機会を増やすとともに、集団の中での児童の関わりの様子を観察する。

#### (3) 児童の生活に関する報告・連絡・相談体制

- ・児童の問題行動や事故、施設の破損等があった場合は速やかに生活指導主任と管理職に報告する。
- ・問題行動等の報告内容は、問題行動や事故の内容、当該児童の学年学級氏名、日時、教員の初期対応、中期的・長期的対応等。
- ・日々の児童との関わりの中で、気になったことや不満を訴えてきたこと等はこまめに記録する。特に「先生、〇〇さんが…」と児童が訴えてきた事に関しては記録をしっかりととり、「法令上のいじめ」としてカウントして生活指導主任会の週の前の週末までに生活指導主任に報告する。

- ・児童や保護者、担任が「いじめ」と認識した事案に関しては、「社会通念上のいじめ」としてカウントし、迅速に学校いじめ対策委員会を設ける。
- ・専科の授業中や、学習支援員が対応した児童に関して何かあった場合は、必ず学級担任に報告するようにする。

#### (4) 学級担任等による定期的な個人面談

- ・学級担任等は、年間3回以上個人面談を実施する。
- ・スクールカウンセラーは教員に対し、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

#### (5) 学期初め等の「いじめチェックシート」の活用

- ・学級担任等は、学期初めに「いじめ発見のチェックシート」を活用して、重点的に児童の状況を観察する。
- ・学校いじめ対策委員会は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された児童に関しては、速やかに保護者に連絡する。

#### (6) 定期的な生活意識調査の実施

- ・児童の生活習慣を把握し、改善していくために、4月と1月の2回、「家庭生活アンケート」を実施する。
- ・各学級担任は、実施したアンケートの結果を集計する。
- ・家庭生活アンケートの担当者は、集計した数値を学年ごとに集計し、パーセンテージを出す。
- ・各学年で気になる項目に関して学年等は分析をし、担当者に報告する。生活指導部は、学校全体としての状況を把握する。
- ・学校評議委員会の参考資料とする。

#### (7) 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察

- ・学校全体でいじめの早期発見を目指すとともに、児童が教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするために、「日直の巡回」「ふれあい下校」を活用し、児童への挨拶や声掛けを行い、児童の様子をきめ細やかに観察する。
- ・その際、気になったことは速やかに生活指導主任に報告する。

#### (8) 一人一人の教職員の気付きを「いじめ発見」につなげる仕組みの構築

- ・日常的に児童の問題行動や気になった児童の様子等は、生活指導主任や副校長に報告する。
- ・日々の児童との関わりの中で、気になったことや不満を訴えてきたこと等はこまめに記録する。特に「先生、○○さんが…」と児童が訴えてきた事に関しては記録をしっかりととり、「法令上のいじめ」としてカウントして生活指導主任会の2日前に生活指導主任に報告する。
- ・小さなことだとしても「法令上のいじめ」ととらえることで、「いじめの種」を見付け、なくしていく意識を高める。
- ・児童や保護者、担任が「いじめ」と認識した事案に関しては、「社会通念上のいじめ」としてカウントし、すぐに学校いじめ対策委員会を設ける。
- ・生活指導主任は報告された情報を整理し、必要な情報は報告書にまとめる。
- ・生活ミーティング等において、その情報を全教員が把握する。
- ・必要に応じて、全教職員でその事案の初期・中期・長期的対応について検討する。

#### (9) 学校教育相談体制の構築と児童や保護者への周知

- ・全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、児童の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。
- ・児童や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられること、外部にも相談機関が多数あることを繰り返し伝える。

#### (10) 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

- ・いじめやいじめの疑いのある状況を認識するための重要な参考資料の一つとするため、全学級で年間3回以上「学校生活アンケート」を実施する。(6月、11月、2月)
- ・実施したアンケートを基に学級担任等は児童への聞き取りをすすめる。また、集計をする。
- ・学校生活アンケートの担当者は、集計した数値を学年ごとに集計し、パーセンテージを出す。
- ・各学年で気になる項目に関して各学年等は分析をし、担当者に報告する。学校いじめ対策委員会は、学校全体としての状況を把握する。
- ・「学校生活アンケート」実施年度の末から3年間、校長室内金庫に保存する。

#### (11) スクールカウンセラーによる全員面接

- ・児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくと共に、いじめを早期発見するため、小学5年生を対象に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

#### (12) いじめ相談ポストの取組

- ・ふれあいポストを活用し、いじめに関する情報があったときは、迅速に学校いじめ対策委員会の会議を開催し、対応策等を協議する。

#### (13) 定期的な外部相談機関の連絡先の周知

- ・各学期終わりの年3回以上、外部相談窓口のチラシを全児童に配布し、その活用について児童に啓発する。
- ・児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・個人面接や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

## 4 いじめが起こったら

校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー(事案に関しては関係学年主任、担任)とする。

### (1) 早期対応

#### ①「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する。

- ・いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。

#### ②被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む。

- ・被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・加害児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
- ・いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

### ③教育委員会・関係機関との連携を進める。

- ・「学校いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整備しておく。
- ・「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。

### ④保護者・地域と連携して早期解決に向け、協力を依頼する。

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

## (2) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項には、いじめの重大事態について、

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

としている。一に該当する事案について、例えば「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などとする。

### ①所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

- ・校長が重大事態の発生か否かの判断を、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

### ②重大事態発生の報告

- ・重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応にあたる。

### ③学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

- ・昭島市教育委員会の指導・支援の下、学校いじめ対策委員会により、事実起案系を明確にするための調査や該当児童、保護者への対応等に当たる。

### ④保護者への対応方針及び対応経過の説明

- ・重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。
- ・学校は、この結果に加えて、当該の児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得る。
- ・そうした対策の結果、どのように状況が改善されたかを、保護者に定期的に報告する。

### ⑤いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

- ・複数の教員で適切に役割を分担しながら、加害の児童の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ・その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。